

Hello Corner News

ハローコーナーニュース



日本語・中文

No. 336

発行:埼玉県上尾市市民協働推進課

s53000@city.ageo.lg.jp

1月/2022年1月

「你好窗口」的服务和「你好消息」的发行都是由上尾市市民协働推进课负责监督管理

新型コロナワクチン追加接種

2回目のワクチン接種した日から、8か月経過する人に接種券を送ります。まだ1・2回目接種が済んでいない人（これから12歳になる人など）は、引き続き接種可能ですので、接種を希望される人は早めに予約してください。接種費用は無料です。



3回目接種可能日

接種可能となる日が個人で異なるので、送付する接種券に同封の予防接種済証に8か月後の日付が書かれています。その日以降の日付で予約し接種を受けてください。

*2回目接種後に上尾市に転入された人で追加接種を希望される人は、別途申請が必要です。詳しくは、西保健センターへ。Tel. 048-774-1411

3回目接種券

接種券は、3回目接種可能日の1~2週間前に黄色い封筒で送付します。

予約方法

接種券が届いたら内容に誤りがないか確認し、ワクチンを受ける医療機関を選び、予約してください。

① 予約サイト

② 市コールセンター Tel. 0570-002-203

英語・中国語・韓国語でも対応

③ 予約おたすけ窓口

市内8か所(支所・出張所)の会場で予約を支援

④ 接種実施医療機関へ電話

問い合わせ

市新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター

Tel. 0570-002-203

午前9時~午後5時 土日祝を除く

埼玉県: SIA コロナホットライン

Tel. 048-711-3025

新型コロナウイルス疫苗追加接種

对已经接种完2次疫苗后间隔8个月的人将个别邮寄接种券。还没有完成接种第1・2次疫苗的人(今后达到12岁的人等)可以继续接种疫苗,希望接种疫苗的人请尽早预约。接种费用免费。

第3次接种疫苗的日期

有关可以接种的日期每个人不一样,信封内有接种券和预防接种完成证明书。证明书上印有间隔8个月后的日期。预约时请选择在印字日期以后的日子。

*第2次接种后迁到上尾市的人,希望追加接种疫苗的话,必需自己申请领取接种券。详细情况请询问西保健中心。Tel. 048-774-1411

第3次接种券

可以第3次接种疫苗的日期的1~2个星期之前邮寄用黄色的封信发送接种券。

预约方法

收到接种券后请确认内容,自己选择医疗机构进行预约。

① 上尾市网站

② 上尾市新型冠状病毒疫苗接种专线

Tel. 0570-002-203

对应语言日语・英语・中文・韩语

③ 预约支援窗口

在市内8个(支所・出張所)会场帮助预约。

④ 直接打电话到实施医疗机构预约。

有关详细情况请联系以下的机关

上尾市新型冠状病毒疫苗接种专线

Tel. 0570-002-203

上午9点~下午5点 星期六・星期日除外

埼玉县: SIA 新型冠状病毒疫苗接种专线

Tel. 048-711-3025



まいにち じかん げんご
毎日24時間 20言語

<https://sia1.jp/foreign/coronahotline/>

けんこうぞうしんか
→ 健康増進課

Tel. 048-774-1411 / Fax 048-776-7355

子育て世帯への臨時特別給付金

給付額：10万円（所得制限あり）

支給対象となる子ども



- (1) 2021年9月分(10月支給)の児童手当の支給対象となる子ども
- (2) 2003年4月2日から2006年4月1日生まれの子ども
- (3) 2021年9月1日から2022年3月31日までに生まれた子ども(新生児)

支給される対象者

- (1) の場合、児童手当受給者に2021年12月24日に支給しました。(例外あり)
- (2) の対象年齢の子どもがいる世帯で申請が必要なお方には、2021年12月末までに申請書を送りましたので、申請してください。子どもを養育する保護者のうち生計中心者に支給します。
- (3) の場合、2021年10月31日までに子どもが生まれ児童手当の手続きをした方には、2021年12月24日に支給しました。11月1日以降に子どもが生まれ児童手当の手続きをした方には、審査完了後に通知します。

詳しくは、子ども支援課(Tel. 048-775-5120)またはハローコーナーにお問い合わせください。

還付申告

源泉徴収された所得税が計算した税金の額より多いときは、確定申告をすることにより納め過ぎの所得税が還付されます。この申告を還付申告といいます。還付申告は、過去5年分遡ってできます。

主に次のような場合に還付申告できます。

- ・年の途中で退職し、年末調整を受けていない(給与所得者)

- ・追加する所得控除(社会保険料控除、生命保険料控除など)がある

- ・一定額以上の医療費を支出した
- ・一定の要件のマイホームの取得などで住宅ローンがある



每天24小时可以受理 20种语言

<https://sia1.jp/foreign/coronahotline/>

→ 健康増進課

Tel. 048-774-1411 / Fax 048-776-7355

对育儿家庭的临时津贴

支給金額：10万日元（有所得限制）

支給対象の子

- (1) 领取2021年9月份(10月支給)儿童津贴对象的孩子。
- (2) 2003年4月2日~2006年4月1日出生的孩子。
- (3) 2021年9月1日~2022年3月31日之前生的孩子(新生儿)。

支給対象者

符合(1)条件的人→已于2021年12月24日支給。(有例外)

符合(2)条件的人→已于2021年12月底对必需申请的人邮寄给申请书,收到申请书后请办理申请手续。支付给父母之中主要维持生计的人。

符合(3)条件的人→对2021年10月31日之前出生,已经办儿童津贴手续的人已于2021年12月24日支給。对11月1日以后出生的孩子,将审查完成后通知。

详细情况请向儿童支援课(Tel. 048-775-5120)或外语咨询服务ハローコーナー询问。



還付申告(退税申请)

源泉征收(预扣)的所得税如果超出应该缴纳的所得税金额,通过确定申告手续申请后将会退还超付金额的税金。这种申请称为「還付申告(退税申请)」。还付申告追溯过去5年份。

主要在以下情况下可以办理退还手续。

- ・中途辞职,没有办理年末调整(公司工作的人)。
- ・有追加所得扣除(社会保险费扣除,生命保险费打)
- ・支付过高额医疗费。
- ・购买住宅,正在支付住宅贷款。

请携带下记物品办理申请手续

- ・工资所得・养老金等源泉征收票(原物)
- ・印章
- ・可以领取退税金的银行账户(申请者名义)

申告に必要なもの

- ・ 給与所得・公的年金等の源泉徴収票(原本)
 - ・ 印鑑
 - ・ 還付金を受け取る口座の通帳(申告者名義)
 - ・ マイナンバーと本人確認ができる書類(在留カード、運転免許証など)
 - ・ 扶養している人のマイナンバーがわかるもの
- その他申告に必要な書類については、上尾税務署に

お問い合わせください。

→ 上尾税務署(西門前577)

Tel. 048-770-1800

(自動音声案内)



国民年金

日本国内に住む全ての人は、国籍に関わらず、20歳になると会社員や公務員、またはその被扶養配偶者以外の方は、国民年金(第1号被保険者)に加入することになっています。加入手続きは不要で、20歳になってからおおむね2週間以内に、日本年金機構から納付書や年金手帳が郵送されます。保険料は月額16,610円(2021年度)です。保険料が納められない場合には、「学生納付特例制度」や「免除制度」、「納付猶予制度」がありますので相談してください。

→ 保険年金課

Tel. 048-775-5137 / Fax 048-775-9827

出産育児一時金

産科医療補償制度の対象外の出産(海外での出産など)に対する「出産育児一時金」の額が変わりました。2022年1月以降に第1子を出産する場合、40万8千円が支給されます。なお、産科医療補償制度の対象となる出産の場合は、引き続き42万円の支給です。医療機関への直接支払制度を利用する出産の場合は、申請は不要です。

* 海外での出産など、直接支払制度を利用しない場合は、保険年金課で「出産育児一時金」の支給申請が必要です。

→ 保険年金課

Tel. 048-782-6481

Fax 048-775-9827



- ・ 個人番号カード及び本人確認できる書類(在留カード、運転免許証等)
 - ・ 本人確認できる個人番号の書類
- 其他申請時所需的書類, 請向上尾稅務署詢問。

→ 上尾稅務署(西門前577)

Tel. 048-770-1800 (自動音声引導)



国民年金

居住在日本的所有的人, 不论国籍, 除了公司职员・公务员及被抚养的配偶者以外, 凡是年满20岁者, 必须加入国民年金(第1号保险者)。不需要加入手续, 达到20岁后大约2个星期以内会收到日本年金机构邮寄的缴纳书和年金手册。

保险费为每月16,610円(2021年度)。如果缴不了保险费时, 可以利用「学生缴纳特例制度」, 「免除制度」和「缴纳犹豫制度」。详细情况请向保险年金课询问。

→ 保险年金课

Tel. 775-5137/Fax 775-9827



生育補助制度

对于没有产科医疗补偿制度的对象者在生孩子时(在海外生孩子等)支付的「生育补助金」金额变更。2022年1月以后生第1个孩子时支付40万8千日元。另外产科医疗补偿制度的对象者在生孩子时和以前一样支付42万日元。利用对医疗机关直接支付制度时不用申请。

* 在海外生孩子等不利用对医疗机关直接支付制度时, 必需在保险年金课申请支付「生育补助金」手续。

→ 保险年金课

048-782-6481 / Fax 048-775-9827



地元企業による若者就職面接会

とき：2月4日(金) 午後1時～4時
(受け付け/午後12時30分～3時30分)

ところ：上尾市文化センター

内容：採用担当者と個別に面接

対象：次の①または②のいずれかに該当する人

- ① 2022年3月に高校・大学などの新規卒業予定者
- ② 若年者(おおむね44歳以下)

持ち物：履歴書

申込み：2月3日(木)までに申込書を直接持参するか
または電話でハローワークプラザ大宮へ

*詳しくは、商工課のホームページへ。

<https://www.city.ageo.lg.jp/page/296341.html>

→ ハローワークプラザ大宮

Tel. 048-658-1145 / Fax 048-658-1149

1月のハローコーナー

げつようび そうだん
月曜日の相談

とき：1月17日、31日

ところ：市役所第3別館1階(市役所向かいの建物)

*第4月曜日(1月24日)は、ハロー
コーナーはありません。

どようび そうだん
土曜日の相談

とき：1月22日

ところ：市役所5階 501会議室



当地企业开办年青人就业面谈会

日期：2月4日(星期五)下午1点～4点

(受理时间/中午12点30分～下午3点30分)

地点：上尾市文化中心

内容：和录用担当者进行个别面谈。

对象：符合以下①或②条件的人

- ① 将于2022年3月由高校・大学等毕业的
学生
- ② 年青人(大概44岁以下)。

携带物品：履历表

报名：于2月3日(星期四)之前请直接
在ハローワークプラザ大宮提出
申请书或打电话ハローワーク
プラザ大宮预约后报名申请
手续。

*详细情况请阅览上尾市商工课主页。

<https://www.city.ageo.lg.jp/page/296341.html>

→ ハローワークプラザ大宮

Tel. 048-658-1145 / Fax 048-658-1149

1月的外语咨询服务

星期一的咨询

日期：1月17日、31日

地点：市役所第3别馆1楼(市役所
的对面)

*第4周的星期一(1月24日)没有
外语咨询服务

星期六的咨询

地点：1月22日

地点：市役所5楼 501会议室



「ハローコーナー」は、外国人市民のための相談窓口です。

時間・言語：午前9時～正午 英語／スペイン語

午後1時～4時 スペイン語／中国語／ポルトガル語／ベトナム語(第4土曜日のみ)

電話相談：048-775-5111(代表) *交換手に「ハローコーナーお願いします」と言ってください。

「ハローコーナーニュース」は、上尾市のホームページ(<http://www.city.ageo.lg.jp/>)でも見られますが、ご希望の方には郵送します(市内にお住まいの方のみ)。詳しくは、上尾市役所 市民協働推進課まで。

Tel. 048-775-4597 / Fax 048-775-0007 / s53000@city.ageo.lg.jp

「你好窗口」是专为外籍市民开设的免费外语咨询服务。

开设时间：上午9点～12点 西班牙语・英语 下午1点～4点 西班牙语・汉语・葡萄牙语・越南语(第4周星期六)

电话号码：048-775-5111(总机) *请向交换台说「ハローコーナーお願いします」

「你好消息」您可以随时在上尾市网站查询・阅览。(<http://www.city.ageo.lg.jp/>) 对于居住在市内的市民、除了上网阅览以外、我们向您还可以免费邮寄给「你好消息」。

→ 上尾市民协动推进课 tel.048-775-4597/fax 048-775-0007/email s53000@city.ageo.lg.jp